

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、株式会社建設技術研究所（所在地 東京都中央区）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和2年 3月30日

国 土 交 通 省
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

（問い合わせ先）

新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館

国土交通省 北陸地方整備局

総務部 契約課長 富樫 博人 Tel 025-370-6647 (ダイヤルイン)

総務部 契約管理官 小澤 辰巳 Tel 025-370-6650 (ダイヤルイン)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社建設技術研究所	東京都中央区日本橋浜町3-21-1

2. 指名停止措置期間： 令和2年 3月30日 ～ 令和2年 5月10日（6週間）

3. 指名停止措置の範囲：北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者株式会社建設技術研究所が受注した「平成28年度荒川浸水想定区域図作成検討業務」において、特記仕様書記載の適用基準「洪水浸水想定区域図作成マニュアル第4版」に基づき行うべき「浸水域内の排水条件の設定」における理解の不足や、「流入支川の堤内地への接続（本川・支川）」及び「盛土構造物内の水路等の設定」に不備があり、発注者の示した仕様と異なる粗雑な成果品を納品した。

5. 措置理由

上記4. について、株式会社建設技術研究所については「地方支分局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第1第2号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第1（抜粋）

措 置 要 件	期 間
1 略 （過失による粗雑工事） 2 当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「地方整備局発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。 3～8 略	当該認定をした日から <u>1ヶ月以上6ヶ月以内</u>